

仮執行宣言付支払督促正本再度（数通）交付申立てに必要な書類等

1 仮執行宣言付支払督促正本再度（数通）交付申請書（受書付） 1通

仮執行宣言付支払督促正本を再度（数通）交付するには、民事執行法28条1項に定める事由が必要です。したがって、正本を滅失したとか、同時に複数の強制執行手続をする必要があるとかの申立理由を具体的に記載していただく必要があります。

2 手数料（収入印紙）

手数料として用紙の枚数×150円の金額の収入印紙を上記(1)の申立書の欄外に貼ってください（消印はしない）。なお、いくら収入印紙が必要か分からない場合、申立書だけ先にご提出いただいて、その後裁判所から正確な収入印紙額をお知らせする方法もあります。

3 郵便切手 84円（債務者1名につき）

債務者に正本を再度交付したこと、その理由及び通数を通知するために使用します。また、長形3号の封筒（無地のもの）もご用意ください。

4 郵便切手 120円分（全体の重量が50グラムまでの場合）

債権者あてに正本を送付するために必要なものです。

角形2号の封筒（A4判の大きさの紙が折らずに入る大きさの封筒）に債権者の住所・氏名（法人の場合は、法人名と代表者名）を記載し、郵便切手を貼ってください。

なお、書留郵便、簡易書留郵便、配達記録郵便等での送付を希望される場合は、それに対応する郵便切手を貼ってください。

5 使用中証明書

仮執行宣言付支払督促正本が、現在、強制執行手続のため、執行機関（裁判所・執行官）で使用中的である場合には、執行機関から正本が使用中であることの証明書を取得し提出してください。

6 資格証明書（債権者が法人の場合で、商号等が変更になった場合）

仮執行宣言付支払督促正本記載の債権者の商号、本店所在地、代表者が、現在変更している場合は、つながりの分かる資格証明書（現在事項証明書、履歴事項証明書、代表者事項証明書、閉鎖事項証明書など）を提出していただく必要があります。

7 住民票又は戸籍の附票（債権者が個人の場合で、住所、氏名が変更になった場合）

仮執行宣言付支払督促正本記載の債権者の住所、氏名が現在変更している場合は、つながりの分かる、住民票又は戸籍の附票を提出していただく必要があります。

なお、住民票は、個人番号の記載がないものを提出してください。

※ 不明な点がございましたら、裁判所にお尋ねください。（電話03-5819-0341）